

令和6年度 岡山県備前県民局

地域づくり 支援事業

提案

募集

募集期間

令和5年

10月2日(月)

~11月24日(金)必着



令和3年度事業 (吉井川流域映画祭2021開催事業)

事前相談
受付中!



©岡山県「ももっち・うらっちと仲間たち」

募集テーマ

重点テーマ (補助率10分の10、上限200万円)

- | | | | |
|-------|----------------------------------|--------|-----------------------------|
| ① 防災 | 自らの命は自らが守る! 互いに助け合う! 自助・共助の取組の促進 | ② 地域振興 | 地域における次世代の人づくり |
| ③ 環境 | 地域発! 脱炭素につながる新しいライフスタイル | ④ 税 | 税金ってなんだ? 税の重要性を身近に感じよう! |
| ⑤ 子育て | 子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり | ⑥ 農林業 | 第74回全国植樹祭で育まれた緑化意識を将来に引き継ごう |

自由テーマ (補助率5分の4、上限200万円)

応募方法

様式に必要事項を記入の上、岡山県備前県民局地域づくり推進課へ郵送またはEメールで提出してください。



※様式は備前県民局ホームページからダウンロードできます。

提出・お問い合わせ先

〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1
岡山県備前県民局地域政策部
地域づくり推進課 市町村連携班
Tel : 086-233-9803
E-mail : bizen-kyodo@pref.okayama.lg.jp

応募資格

岡山県内に事務所及び活動場所を有する団体（ボランティア・NPO、企業、大学等）で、次の要件を全て満たすものとします。なお、個人は対象としません。

- (1) 備前県民局管内で事業実施できること
※備前県民局管内とは、岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町の5市2町です。
- (2) 5人以上の会員等で組織していること
- (3) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること
- (4) 予算・決算を適正に行っていること
- (5) 1年以上継続して活動しており、直近1か年の活動報告書及び収支計算書が提出できること
- (6) 提案事業を最後まで適正に実施でき、実績報告書が提出できること
- (7) 暴力団又はその構成員等の統制下にある団体ではないこと
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とせず、また、特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと
- (9) 県税等、県徴収金の滞納がないこと

補助対象経費等

- (1) 補助対象経費は、提案された事業を実施するために直接必要な経費とし、提出された事業計画書や収支予算書により、事業ごとに判断します。

対象外経費

次の経費については対象外とします。

- ・団体の管理運営費（団体の構成員に係る人件費等）
- ・土地、建物、建物付属設備、構築物等の取得に要する経費
- ・食糧費（外部講師等へのお茶代のみ対象経費とし認めます。）
- ・備品購入費（パソコン、タブレット、プリンター等）
- ・参加者等から徴収できる費用（イベント等への参加費、保険料等）
- ・その他補助することが適当でないと認められる経費

- (2) 補助率及び補助上限額については、以下のとおりです。

- ①重点テーマ事業は、補助率10分の10とし、上限を1件につき200万円とします（1回限り）。
- ②自由テーマ事業は、補助率5分の4とし、上限を1件につき200万円とします（1回限り）。
- ③①又は②の事業を実施後、採択2回目の事業は、補助率3分の2とし、上限を1件につき100万円とします（1回限り）。

- (3) 備前県民局からの補助金は、原則として、事業終了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定を行った後に支出します。ただし、補助金の交付目的を達成するため特に必要があると認めるときは、概算払をすることがあります。

募集事業の条件

対象事業は、表面の募集テーマに沿ったもので、次の条件の全てを満たすものとします。

- (1) 公益性がある社会貢献事業であり、広く社会的課題の解決が図られること
- (2) 地域住民のニーズが認められ、実施により地域住民の満足度が高まる事業であること
- (3) 広く備前地域に効果を及ぼすものであること
特定の地域を対象とする事業については、先進性、先駆性が認められるなど他の地域への波及が期待できるものであること
- (4) 予算見積りが適正であり、必要最小限の経費となっていること
- (5) 令和6年度の単年度事業であること（終期：原則として、令和7年2月末）

対象外事業

次のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- ・営利を目的とする事業（営利を目的とする事業は、社会貢献事業であっても応募の対象とはなりません。）
 - ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - ・施設等の建設及び整備を目的とする事業
 - ・岡山県から他の予算により助成を受けている（受ける計画のある）事業
- ※県の他の補助事業に応募可能な事業は、採択を見合わせる場合があります。
- ・国、他の地方公共団体及び他団体から助成等を受ける計画のある事業で、その助成等が受けられなかった場合、事業の執行ができなくなる（事業縮小となる、資金調達ができない）事業

提案事業等の公表

- (1) 二次審査、中間報告会、最終報告会は公開で実施します。
- (2) 二次審査で採択された提案団体の名称、提案事業の概要、実施状況等について、備前県民局のホームページ等により公表します。
- (3) 提出された書類等については、原則として情報公開の対象となります。



©岡山県「ももっち・うらっち」

スケジュール（予定）

